

## 修正対象物品の令和4年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和4年度の初日等から令和4年4月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

## 記

## 1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	143,300 トン	6,963 トン	136,337 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	208,300 トン	15,354 トン	192,946 トン

## 2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））（牛肉以外）

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉（基準価格以上）	オーストラリア	807 トン	42 トン	765 トン
5	豚肉（基準価格以上）	カナダ	271,782 トン	21,202 トン	250,580 トン
6	豚肉（基準価格以上）	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉（基準価格以上）	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉（基準価格以上）	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉（基準価格以上）	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉（基準価格以上）	メキシコ	136,367 トン	14,242 トン	122,125 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	8 トン	0 トン	8 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン	8 トン	25 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	発効国全体	6,333 トン	0 トン	6,333 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	発効国全体	5,611 トン	0 トン	5,611 トン
26	オレンジ	発効国全体	43,000 トン	※ トン	- トン
27	SPF製材	カナダ	1,699,000 m <sup>3</sup>	55,329 m <sup>3</sup>	1,643,671 m <sup>3</sup>
28	パーティクルボード	ニュージーランド	69,400 m <sup>3</sup>	801 m <sup>3</sup>	68,599 m <sup>3</sup>
29	OSB等	カナダ	242,000 m <sup>3</sup>	11,660 m <sup>3</sup>	230,340 m <sup>3</sup>
31	合板	ベトナム	232,000 m <sup>3</sup>	12,225 m <sup>3</sup>	219,775 m <sup>3</sup>
33	針葉樹合板	カナダ	7,400 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	7,400 m <sup>3</sup>
35	針葉樹合板	ニュージーランド	64,800 m <sup>3</sup>	179 m <sup>3</sup>	64,621 m <sup>3</sup>
36	豚肉（基準価格未満）	発効国全体	90,000 トン	913 トン	89,087 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	379,419 トン	44,750 トン	334,669 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,505 トン	190 トン	4,315 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	2,922 トン	134 トン	2,788 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,533 トン	42 トン	2,491 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	-トン
43	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	63,000 トン	2,012 トン	60,988 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	289,977 トン	18,861 トン	271,116 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン	73 トン	2,082 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	1,250 トン	0 トン	1,250 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	1,100 トン	0 トン	1,100 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	40,850 トン	※トン	-トン
50	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	90,000 トン	3,834 トン	86,166 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
52	豚肉(基準価格以上)	英国	380,281 トン	44,823 トン	335,458 トン
53	豚肉調製品	英国	4,505 トン	190 トン	4,315 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	2,922 トン	134 トン	2,788 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,533 トン	42 トン	2,491 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※トン	-トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	63,000 トン	2,012 トン	60,988 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・50の項の輸入数量には36の項の輸入数量、52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量、57の項の輸入数量には43の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ※26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。